

佐賀県 IT 関連産業誘致プロモーション

企画・運營業務

企画コンペ実施要領

別添 1 業務委託仕様書

別添 2 委託候補者評価基準

別添 3 (参考) 佐賀が日本の「IT」をアツくする。

様式 1 事前説明会参加申込書

様式 2 企画コンペ参加資格確認申請書

様式 3 実績書

佐賀県 IT 関連産業誘致プロモーション企画・運營業務委託 に係る企画コンペ実施要領

この企画コンペ実施要領は、「佐賀県 IT 関連産業誘致プロモーション企画・運營業務委託」に係る企画コンペの実施について、参加者が留意すべき事項を記したものであり、参加希望者は、次の事項を熟知の上、参加資格確認申請書等を提出されるようお願いいたします。

1 公告日

令和元年7月30日（火曜日）

2 企画コンペを行う事項

- (1) 委託業務名：佐賀県 IT 関連産業誘致プロモーション企画・運營業務
- (2) 業務内容：別添1「業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 履行期間：令和元年10月1日（火曜日）から令和2年3月31日（火曜日）まで
- (4) 委託上限額：11,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

3 企画コンペ実施方法

企画コンペ方式により受託者を決定する。なお、企画コンペにおいては、提案書及びプレゼンテーションの内容を、別添2「委託候補者評価基準」（以下「評価基準」という。）に基づく評価により審査するものとし、審査の結果、最優秀者を受託者として決定する。なお、評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

(1) 参加資格確認申請書の提出

本件企画コンペに参加を希望する者は、参加資格確認申請書に關係書類を添付のうえ、参加資格の確認を受けること。

ア 提出期限：令和元年8月20日（火曜日）17時15分まで（必着）

企画コンペに参加を希望する者は、必ず提出すること。

イ 提出場所：佐賀県 産業労働部 企業立地課

（佐賀市城内1丁目1-59 佐賀県庁新館9階）

ウ 提出方法：持参又は書留郵便や宅配便など受領確認ができる手段により送付し、上記締切時刻までに必着のこと。

エ 提出書類

- 1 参加資格確認申請書（様式2）1部
- 2 実績書（様式3）1部
- 3 会社概要（パンフレット等）1部

オ 結果の通知：提出者すべてに令和元年8月27日（火曜日）までに通知する。

(2) 提案書等の提出

ア 提出期限：令和元年8月30日（金曜日）17時15分（必着）

期限までに提出がなかった場合、企画コンペへの参加を認めない。

イ 提出場所：佐賀県 産業労働部 企業立地課

（佐賀市城内1丁目1-59 佐賀県庁新館9階）

ウ 提出方法：持参又は書留郵便や宅配便など受領確認ができる手段により送付し、
上記締切時刻までに必着のこと。

エ 提案書等の内容

1 提案書

別添1「業務委託仕様書」の趣旨を踏まえ、同仕様書中「4. 委託業務内容」に示す項目を参考に整理し、業務の具体的な内容やスケジュールなど、提案する内容とそれに付随する事項をすべて盛り込んで作成すること。

提案書の構成は以下のとおりとする。

(1) プロモーションの提案内容

提案の基本的な考え方

マッチングイベント

モニタリングツアー

個別企業同行訪問

記事広告（媒体、手法、構成・レイアウト等）

その他、別添1「業務委託仕様書」を踏まえた、自社の強みを活かした創意工夫に富んだオリジナルの提案

年間実施スケジュール案（令和元年10月～令和2年3月）

(2) 効果的なプロモーションに向けた実施体制、要員、業務能力について

本委託業務の年間を通じた実施及び進捗管理を行う責任者

（責任者のプロフィール、これまでの活動実績等を記載）

事業運営のために提供可能な実施体制、要員

過去5年間での類似業務（プロモーション企画・運営等）の請負実績

2 見積書

費用の内訳を可能な限り詳細に記載すること。項目ごとの内容と経費の関係がわかる内訳を記載すること。

提案書とは別冊とすること。

消費税は10%で見積もること。

提案に係る費用総額は、上記2の(4)の委託上限額を超えないものとする。

オ 提案書等の提出サイズ及び部数等

・紙 A4版カラー 8部 提案書は全体で30ページを目安とし、製本すること。

・紙と同一内容の電子データ（CD-R）1枚

（電子データはPowerPoint又はPDF形式とする。）

(3) 審査会 (プレゼンテーション) の開催

ア 開催日 : 令和元年 9 月 5 日 (木曜日) 予定

時間については、追って参加者に連絡する。

イ 場 所 : 都道府県会館

(東京都千代田区平河町 2 - 6 - 3 都道府県会館 4 0 8 号室 (4 階))

(4) 審査

参加者は、提出した提案書に基づきプレゼンテーションを行う。プレゼンテーションの時間は 3 0 分 (説明 2 0 分、質疑応答 1 0 分) とする。審査員は評価基準に従い審査を行い、審査の結果、最優秀提案者を受託者として決定する。なお、必要に応じて参加者へのヒアリングを別途実施する場合がある。

プレゼンテーションの方法については特に指定しないが、プロジェクター及びスクリーンの使用を希望する場合は県で準備するため事前に連絡すること。ただし、パソコン等必要な機器は参加者が準備すること。

(5) 結果の通知

令和元年 9 月 1 9 日 (木曜日) までにすべての参加者に対し通知する。

4 企画コンペ参加者の資格に関する事項

(1) 本業務委託は、単独企業又は共同企業体による企画コンペにより行うものとする。

なお、共同企業体の結成は自主結成とし、この場合は、次の内容を規定した協定を結ぶこと。

ア 目的

イ 企業体の名称

ウ 構成員の住所及び名称

エ 代表者の名称

オ 代表者の権限

カ 構成員の出資の割合

キ 構成員の責任

ク 取引金融機関

ケ 決算

コ 利益金の配当の割合

サ 欠損金の負担の割合

シ 業務履行途中における構成員の脱退に対する措置

ス 業務履行途中における構成員の破産又は解散に対する処置

セ 解散後の瑕疵担保責任及びその他必要な事項

(2) 企画コンペに参加する者の資格は、単独企業にあっては次のアに掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次のイに掲げる要件の全てを満たし、参加資格の確認を受けた者であること。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

ア 単独企業の資格要件

- () 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- () 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受け付けがなされている者は除く。)でないこと。
- () 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。
- () 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- () 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当するものでないこと、並びに次の から までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者

- () 共同企業体の構成員でないこと。

イ 共同企業体の資格要件

- () 共同企業体の構成員数は、3 社以内であること。
- () 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。
- () 全ての構成員が、構成員数による均等割の 10 分の 6 以上の出資比率を有すること。
- () 全ての構成員が(2) のアの() から() の要件を満たすこと。
- () 全ての構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

5 契約書及び契約保証金について

- (1) 契約書の要否 要
- (2) 契約保証金 佐賀県財務規則による
- (3) 提案書との関係

提案書に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。

6 実施スケジュール

- 令和元年7月30日(火曜日)県ホームページでの公募開始
- 令和元年8月8日(木曜日)オリエンテーション(事前説明会)
- 令和元年8月20日(火曜日)参加資格確認申請書及び質問書提出期限
- 令和元年8月30日(金曜日)提案書・見積書提出期限
- 令和元年9月5日(木曜日)審査会(プレゼンテーション)
- 令和元年9月19日(木曜日)までに委託業者決定

7 オリエンテーション(事前説明会)

- (1) 開催日：令和元年8月8日(木曜日)10時から
- (2) 場 所：都道府県会館
(東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館405号室(4階))
- (3) オリエンテーションへの参加は企画コンペ参加の必須事項ではなく、この説明会に参加できない場合でも、企画コンペへの参加は可能とする。
- (4) 事前説明会への参加を希望する者は、令和元年8月6日(火曜日)12時までに、事前説明会参加申込書(様式1)に必要事項を記入の上、FAX 又は電子メールにより、「12.問い合わせ先・書類提出先」まで、提出すること。
参加する場合は、公告で公表した実施要領等を各自持参すること。

8 書類の取扱

- (1) 提出された書類は、選考作業に必要な範囲において複製する場合がある。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 本企画コンペに係る提出書類作成等に関する費用はすべて提出者の負担とする。

9 その他

- (1) 提出する提案は参加者1社につき1提案とし、提出後の書き換え、差し替え等は認めないものとする。ただし、誤字等の軽微なものは除く。
- (2) 提案書等の作成及び提出に係る費用、企画コンペに参加するための交通費等は参加者の負担とする。
- (3) 失格要件
虚偽の掲載をした参加資格確認申請書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者

又は委託業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加資格確認申請等は無効とする。

また、次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

- ア 本件企画コンペ手続きについて不正を行った場合
 - イ 代理人でその資格がない場合
 - ウ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
 - エ 全号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合
- (4) 提案に際しては、委託先として採択されないことがある点に十分留意し、関係者とトラブルが無いようにすること。
- (5) 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。
- (6) 企画コンペに関する問い合わせは令和元年8月20日(火曜日)まで電子メールで受け付ける。質問への回答は令和元年8月27日(火曜日)(予定)までに質問者に対し電子メールにより回答する。また、必要に応じて各参加者に周知する。
- (7) 企画コンペ手続きの中止
- 次の各号のいずれかに該当する場合は、本件企画コンペ手続きを中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。
- ア 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、本手続きを公正に執行することができないと認められるとき。
 - イ 天災その他のやむを得ない理由により、本手続きを行うことができないとき。
- (8) 最優秀提案者の決定方法
- 評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、企画提案力が高い者を最優秀提案者とする。
- (9) 参加者に求められる義務
- 参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

10 情報漏洩の禁止

受託者は、個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いには、県の定める「情報セキュリティポリシー」及び「個人情報保護条例」を遵守すること。

11 遵守事項

受託者は、契約の履行にあたって、本委託業務の意図及び目的を十分に理解した上で、最高の技術を駆使するとともに、本県職員の指示を厳守し、誠実に実施しなければならない。また、受託者は、受託業務の実施にあたり、関連する法律等を遵守しなければならない。

12 問い合わせ先・書類提出先

佐賀県 産業労働部 企業立地課 担当：西川・山本

住所：〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1丁目1-59 佐賀県庁新館9階

電話：0952-25-7097 FAX：0952-25-7384

E-MAIL：kigyouricchi@pref.saga.lg.jp